

～ 無料低額診療のご案内 ～



医療費支払いの事を考え、受診をどうしようかと迷われていませんか？

当院では **無料低額診療事業** を実施しています

四天王寺病院では経済的な理由で治療を受けられない方々でも安心して、
医療費の全額もしくは低額になる事業を実施しています

無料低額診療事業とは・・・

一定の基準に該当される方で医療費のお支払いの一部もしくは全額を免除する事業

◎対象者

①外来診療費の支払いが困難な方

②要保護者など生活困窮者

⇒ 上記のいずれかで、世帯収入が生活保護基準のおおむね150%以下の方

◎減免基準

・世帯収入がその年度の生活保護法生活扶助基準生活費の

～150% ⇒ 総医療費の10%を減免

149%～120% ⇒ 自己負担額の50%を減免

(自己負担額が総医療費の10%以下の場合は全額免除)

120%未満 ⇒ 自己負担額の全額を減免



(例：大阪市内在住の単身高齢者の場合)

生活保護法生活扶助基準生活費 約11万円前後)

◎減免期間

・3ヶ月間（最大延長6ヶ月間 以降の延長は原則不可）

(長期間減免適用が必要な場合、福祉事務所と生活保護適用について検討)

◎減免範囲

・原則、外来診療費のみ（保険適用外は対象外）

(院外処方是对象外です)



◎必要書類

・身分証明書（マイナンバーカード 等）

・収入が分かるもの（年金振込通知、給与明細 等）

・残余金額が分かるもの（通帳 等）

・収支や資産が分かるもの（債務弁済状況、生命保険証 等）

◎申請を希望される方は

①上記必要書類をご準備 もしくは 支払いを理由に受診を迷っている

②当院相談員までお電話下さい

③概要説明と状況を伺わせて頂きます（当院での診療対応が不可の場合があります）

④総合的に判断し、適用有無及び受診日を後日連絡

◎上記以外の方でも、お困りの事がございましたらお気軽にご連絡下さい



四天王寺病院 06-6779-1401（代表）

2026年4月1日作成